相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区東日本橋一丁目五番地二、最後の住所千葉県松戸市六高台二丁目一九番地の二特別養護老人ホーム松寿園

被相続人　亡　柴田　正子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十九日

事務所千葉県柏市柏六丁目一番一号流鉄柏ビル七階北千葉総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　都田　和義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区西早稲田二丁目五番、最後の住所東京都新宿区西早稲田二丁目五番一三号

被相続人　亡　**廣**瀬　都

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十九日

東京都千代田区丸の内二丁目五番二号三菱ビル九六四区千代田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　千代田有子（登録姓　中嶌）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区宮坂一丁目二一番、最後の住所東京都世田谷区宮坂一丁目二一番一九号広陵マンション三〇三

被相続人　亡　藤井　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十九日

東京都千代田区平河町一丁目八番二号山京半蔵門パレス四〇一号小代法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小代　順治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区西荻北四丁目一四番地、最後の住所東京都杉並区上荻二丁目一九番一―二一〇号

被相続人　亡　木原　初枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十九日

東京都新宿区市谷田町三丁目二〇番八号橋田健次郎法律事務所

相続財産管理人　弁護士　橋田健次郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区太子堂五丁目二三番、最後の住所東京都世田谷区太子堂五丁目二三番七号

被相続人　亡　市橋ミツ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十九日

事務所東京都新宿区新宿六丁目二八番八号ラ・ベルティ新宿一〇階渡邊洋法律事務所

相続財産管理人　弁護士　渡邊　洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区永田町二丁目七番地、最後の住所横浜市港北区仲手原一丁目一八番三〇―一一三号

被相続人　亡　髙島　三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十九日

横浜市中区住吉町一丁目六番地M・P・S関内五〇七

相続財産管理人　弁護士　河合　秀樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県相模原市南区上鶴間本町九丁目一九三番地、最後の住所神奈川県相模原市南区大野台五丁目一三番七号　相模原養護老人ホーム

被相続人　亡　古木　艶子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十九日

神奈川県相模原市緑区橋本六丁目五番一〇号　中屋第二ビル二―E

相続財産管理人　弁護士　上原子将巨

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市上町四丁目六二番地、最後の住所神奈川県横須賀市上町四丁目六二番地

被相続人　亡　太田るり子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十九日

神奈川県逗子市逗子一丁目一〇番二六号平山ビル四階

相続財産管理人　弁護士　川尻　新

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市中央区東堀通十三番町三〇二五番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　川崎　榮子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十九日

事務所新潟市中央区西堀通三番町八〇〇番地一　西堀セントラルハイツ一〇〇一号

相続財産管理人　弁護士　松岡　立行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県燕市野本八〇〇番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　**今**里　惠助

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十九日

事務所新潟県燕市井土巻二丁目二三番地ミナミビル一〇三号

相続財産管理人　弁護士　廣田　貴子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市葵区常磐町二丁目六番地一、最後の住所静岡県静岡市葵区常磐町二丁目六番地の一

被相続人　亡　鈴木ハツ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十九日

静岡県静岡市葵区追手町一番一三号アゴラ静岡ビル四階　追手町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　相川　洋介

第30期決算公告

平成30年1月29日　東京都新宿区西新宿一丁目6番1号

株式会社ジェイ・エス・ビー・ネットワーク

代表取締役　岡田　健一

貸借対照表の要旨　（平成29年10月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,020,183	流動負債	1,439,217
		（うち賞与引当金）	（102,124）
固定資産	495,985	固定負債	230,101
		（うち退職給付引当金）	（23,779）
		株主資本	846,850
		資本金	50,000
		資本剰余金	190,000
		その他資本剰余金	190,000
		利益剰余金	606,850
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	594,350
		（うち当期純利益）	（385,966）
資産合計	2,516,168	負債・純資産合計	2,516,168